



令和6年8月22日

地方独立行政法人神戸市民病院機構
所属医師の兼業先法人の皆さま

兼業に関する労働時間の取り扱いについて（通知）

当法人の医師の兼業に際しては、以下の点を遵守して行われることを条件に許可しております。兼業に際して下記の取り扱いをご了承いただきますよう通知します。

記

1. 当機構における時間外労働・休日労働の上限は、年間 960 時間未満です。
2. 当機構では、労働基準法第 38 条第 1 項の規定に基づき、兼業先が次の①及び②を遵守いただくことを条件に、兼業を許可しております。
 - ①当機構における時間外労働時間・休日労働時間を含め、年間 960 時間未満としてください。
 - ②当機構において、法定労働時間の労働となることから、兼業先での労働においては、労働基準法第 37 条に規定する割増賃金が支払われるようお願いいたします。
 - ③当機構における時間外労働・休日労働時間を当該職員から把握いただき、上限を超過しないように対応してください。
 - ④上記時間を超過しないためにも、当機構における時間外労働・休日労働を含め、1 か月あたり 80 時間未満を目安としてください。

※労働時間として通算される兼業内容の例

労働時間として通算される	労働時間には通算されない
<ul style="list-style-type: none">・他の医療機関における診療（外来、手術、当直等）業務・雇用契約を締結して行う兼業全て	<ul style="list-style-type: none">・顧問、理事、監事等の役員就任・会議体の委員やアドバイザー等への就任・管理監督者としての業務・大学の講師・講演会での講演、座長・原稿の執筆

3. 当法人における時間外労働・休日労働の上限やその他取り扱いに変更がある場合には速やかに当該職員に通知します。当該職員を通じて、その状況を把握してください。

地方独立行政法人神戸市民病院機構
法人本部経営企画室総務課職員係
担 当：小林・西川
T E L：078-940-0155
E-mail：daisuke_nishikawa@kcho.jp